


# 富士地域材使用 住宅取得費補助金 非住宅建築物取得費補助金

市内または富士宮市内で生産される「富士地域材」の積極的な活用を促進することにより、森林環境の保全及び林業・木材産業の振興に寄与することを目的として、「富士地域材」を使用した住宅や施設に補助金を交付します。

問合せ／林政課(市役所5階) ☎55-2783 📠55-2897 ✉rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp

	住宅	非住宅施設(新築・増築)	非住宅施設(内装木質化)
補助額	1棟当たり30万円	1棟当たり30万円	木材使用面積が、 30平方メートル以上：10万円 60平方メートル以上：20万円
要件	<ul style="list-style-type: none"><li>自ら居住するために、市内で木造住宅を新築、増築、建売住宅の購入をすること</li><li>住宅部分の延べ床面積が80平方メートル以上であること(増築の場合は、増築部分が80平方メートル以上であること)</li><li>木材総使用量のうち、34パーセント以上が富士地域材であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>市内で木造の非住宅施設を新築、増築すること</li><li>非住宅施設部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること</li><li>木材総使用量のうち、34パーセント以上が富士地域材であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>市内で非住宅施設の内装を木質化すること</li><li>木材の使用面積が30平方メートル以上であること</li><li>使用する木材が全て富士地域材であること</li></ul> 
	<ul style="list-style-type: none"><li>使用する「富士地域材」は全て「しずおか優良木材認証製品」で、市内で製材業を営む者が製材したものであること</li><li>市内に事業所を有する建築士・大工・工務店などによって建築されたものであること</li></ul>		

※木材総使用量は、延べ床面積1平方メートル当たり0.2立方メートルで算出します。

※建売住宅を購入した場合、補助金を申請するためには、補助対象となる建売住宅の建築時に市が建築業者へ発行する「富士ヒノキの家証明書」が必要です。

## 申請手順

- ①上棟予定日の1か月前(内装木質化の場合は木質化工事着工日の2週間前)までに、使用計画書などを直接または郵送で、**富士市地域材利用推進協議会**に提出
- ②上棟日(内装木質化の場合は木質化工事完了日)の10日後までに、完了報告書などを直接または郵送で、**富士市地域材利用推進協議会**に提出
- ③協議会による審査(年4回)の結果通知後、1か月以内に交付申請書などを**林政課**へ提出

※申請に必要な書類は、市ウェブサイトダウンロードできるほか、林政課で配布しています。

補助金の詳細はこちら



▲住宅



▲非住宅

富士市地域材利用推進協議会

〒417-0801

大淵6979-5(富士市森林組合内)

☎35-5339